

徳島県規則第二十七号

徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

徳島県林業改善資金貸付規則（平成十五年徳島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に、「第二条第三項」を「第二条第五項」に改め、同条に次の一号を加える。

十 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十五条第一項の認定特定植栽事業者が認定特定植栽事業計画（同条第二項に規定する認定特定植栽事業計画をいう。）に従って同法第二条第四項に規定する特定植栽事業を実施するのに必要な資金 十二年内（三年以内の据置期間を含む。）

附則第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「同条第九号」の下に「及び第十号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。